

○中津市カスタマーハラスメント対策支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 中津市カスタマーハラスメント対策支援補助金(以下「補助金」という。)の交付については、中津市補助金等交付規則(平成19年中津市規則第9号。以下「規則」という。)及び補助金等の交付手続に関する特例規則(平成18年中津市規則第7号。以下「特例規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、中津市カスタマーハラスメント防止条例(令和8年中津市条例第1号。以下「条例」という。)第5条第2項の規定に基づき、カスタマーハラスメントを受けた事業者等に対し、当該事業者等がその対応のために行った弁護士その他の専門家(以下「弁護士等」という。)への相談(以下「補助事業」という。)に要する経費を市が補助することにより、誰もが安心して働き、事業活動ができる環境を確保し、もって市民生活の充実向上及び市内経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) カスタマーハラスメント 条例第2条第1号に規定するカスタマーハラスメントをいう。

(2) 事業者等 条例第2条第2号に規定する事業者等のうち、法人その他の団体にあつてはアに掲げるものをいい、個人にあつてはイに掲げるものをいう。

ア 市内に本社を有し、おおむね常時使用する従業員の数が20人以下のもの(国、県及び市の機関を除く。)

イ 本市の住民基本台帳に登録されているもの

(補助対象者)

第4条 市長は、補助金の交付の対象となる者が、カスタマーハラスメントの対応について弁護士等に相談するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として市長が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) カスタマーハラスメントを受け、かつ、その対応について弁護士等に相談する必要があると市長が認める事業者等であること。

(2) 特例規則第2条第2項に規定する市税等に滞納がないこと。

3 前2項の規定にかかわらず、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が行う補助事業に対しては、この補助金の交付の対象としない。

（補助対象経費及び補助金の額）

第5条 補助対象経費は事業者等がカスタマーハラスメントの対応について弁護士等に相談する費用とし、補助金の額は当該補助対象経費の額とする。ただし、1件当たり5,000円を上限とする。

（交付の申請及び実績報告）

第6条 規則第3条第1項に規定する補助金の交付の申請及び規則第11条に規定する実績報告は、中津市カスタマーハラスメント対策支援補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書（様式第1号。第8条において「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 領収書等の写し

(2) 市税納付状況等確認承諾書

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、1事業者等につき、同一会計年度において1回に限る。

（交付の決定及び額の確定）

第7条 規則第4条第1項の規定による補助金の交付の決定の通知及び規則第12条の規定により交付すべき補助金の額を確定した旨の通知は、中津市カスタマーハラスメント対策支援補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第2号）により行うものとする。

2 市長は、補助金の不交付を決定したときは、中津市カスタマーハラスメント対策支援補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、当該補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。

(補助金の交付等)

第8条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定及び額の確定の通知をしたときは、申請書に基づき補助金を交付するものとする。この場合において、補助金の請求は、補助金の交付の決定の日にあったものとみなす。

(補助金の返還)

第9条 市長は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部の返還及び規則第16条第1項に規定する加算金の納付を命ずるものとする。

2 前項の規定による補助金の返還及び加算金の納付は、当該補助金の返還を命ぜられた日から起算して30日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、規則第16条第2項に規定する延滞金を課する。

(関係書類等の整備)

第10条 規則第20条に規定する市長が定める期間は、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間とする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、公示の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に完了した補助事業における第9条及び第10条の規定は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。